

令和6年12月23日

文化庁長官
都 倉 俊 一 殿

文化審議会会長
島 谷 弘 幸

私的録画補償金の額の認可について（答申）

令和6年諮問第122号で諮問のあった私的録画補償金の額の認可については、審議の結果、私的録音録画補償金管理協会からの申請のとおり認可することが適当と議決されましたので、その旨答申します。

この際、協会においては以下の事項に留意すべきであるとの意見がとりまとめられましたので、申し添えます。

- ・ 令和7年4月1日の本補償金の徴収開始に向けて、製造業者間で徴収の有無が生じることなく公平な補償金の徴収を確保するため、個別の事業者等と丁寧な協議を進めること。
- ・ 本補償金の徴収に当たっては国民の理解が重要であることから、協会が中心となって、製造業者や消費者団体等と連携しながら、本制度の趣旨や意義等について国民の理解促進に向けた活動を継続的に推進すること。